

サーバーサービス利用約款

(旧「EC-CUBE のサーバーサービス利用約款」)

第 1 節 総則

第 1 条(約款の適用)

1.当社は、本約款に基づき、サーバーサービスの利用申込者(以下、「申込者」といいます)との間で、サーバーサービス利用契約(以下、その契約を「利用契約」といい、当社と利用契約を締結した者を「利用者」といいます)を締結の上、次条以下に記載するサービスを提供します。

第 2 条(サービスの内容)

- 1.当社は、利用者に対し、当社が契約するデータセンター内に設置したサーバー、ネットワーク機器等の設備(以下、「サーバ設備」といいます)を提供(以下、「本サービス」といいます)します。サーバープランのサービス内容の詳細については申込書や見積書によります。
- 2.当社は、前項に定めのない新規サービスまたは付加サービスを行うことがあります。その場合には、特に定めない限り本約款を適用するものとします。
- 3.ネットショップサービス「カゴラボ」や EC-CUBE ネットショップ構築サービスの利用を前提としないサーバーサービスの提供場合があります。
- 4.利用者がネットショップサービス「カゴラボ」を利用する場合、本約款との内容と、「カゴラボ利用規約」の内容に相違があるとき、「カゴラボ利用規約」の規定が優先して適用されるものとします。

第 3 条(通知方法)

- 1.当社から利用者に対する通知は、本約款に特に定めない限り、当社所定の申込書またはインターネット上の申込画面に記載された電子メールアドレス宛、または利用者があらかじめ指定する電子メールアドレス宛に電子メールを送信する方法により行います。
- 2.当社が利用者に対して前項記載の方法により通知した場合において、当該通知が利用者には到達しなかったとしても、当該不到達に起因して発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第 4 条(本約款の変更)

- 1.当社は、本約款を変更することがあります。本約款に特に定めない限り、すでに締結された利用契約にも変更後の本約款が適用されるものとします。
- 2.本約款の変更については、当社が変更内容を当社のウェブサイト上に掲載した時点から変更後の内容を適用します。

第 2 節 利用契約の締結

第 5 条(利用契約の締結)

- 1.(申込)本サービスの利用申込みは、当社所定の申込書に必要事項を記入の上、当該申込書を当社に提出または送信することにより行うものとします。
- 2.(利用開始日)本サービスの提供は、当社の承諾通知が利用者には到達したことにより利用契約が締結され、第 11 条に定める初回料金が支払われたことが確認され、当社が利用者に対しアカウント通知書をメールにて送信された日から開始します。
- 3.(契約期間)契約期間の始期は利用開始日とし、終期は利用開始日の当月 1 日を起算日として、1 年が経過する日(該当月の末日)とします。
- 4.(日割り料金の精算)利用開始日が月の途中(2 日以降)の場合、利用開始日からから 3 ヶ月経過後の該当月の月額基本料金は、その月の月末までの日数にて日割り計算するものとし、4 ヶ月目の月額利用料金請求時に調整、請求するものとします。日割り計算の方法(税抜)は以下の通りとします。
【月額基本料金(税抜) ÷ 30 日(小数点第 1 位切り捨て)】 × 該当月末までの利用残日数

第 6 条(申込みの拒絶)

- 1.当社は、次の各号に該当する場合には、本サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。
・当社が、申込みに係る本サービスの提供または本サービスに係る装置の手配・保守が困難と判断した場合

- ・以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、申込者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがある場合
 - ・申込書の内容に虚偽記載があった場合
 - ・申込者が日本国内に在住していない場合
 - ・申込者が当社の社会的信用を失墜させる態様で本サービスを利用するおそれがある場合
 - ・申込者が暴力団関係者その他反社会的団体に属する者と認められる場合
 - ・その他、当社が申込みを承諾することが相当でないと認める場合
- 2.前項の規定により本サービスの申込みを拒絶した場合は、速やかに申込者へ通知するものとします。なお、当社は、申込を拒絶した理由を開示する義務を負わないものとします。

第7条(サービス品目の変更)

- 1.利用者は、当社が別途定めるサービスにつき、当社から提供を受けるサービス品目の変更を請求することができます。ただし、アカウント通知書において記載された利用開始日から6ヶ月以内はこの限りではありません。
- 2.利用者から前項に基づく請求があった場合、当社は、第5条、第6条の規定に準じて取り扱います。

第8条(契約事項の変更の届出)

- 1.利用者は、申込書記載事項に変更があった場合、所定の様式により速やかに当社に対して届出るものとします。
- 2.利用者である法人が合併した場合に、合併後存続する法人または合併により新設された法人は、合併の日から14日以内に当社所定の書類を当社に届出るものとします。
- 3.当社は、前2項の変更の届出が遅れたことまたは同届出を怠ったことにより利用者または第三者が被った如何なる損害についても責任を負わないものとし、同届出が遅れたことまたは同届出を怠ったことにより当社からの通知が不着・延着した場合でも通常到達すべき時期に到達したと見なすことができるものとします。
- 4.当社は、利用者について次の事情が生じた場合は、利用者の同一性および継続性が認められる場合に限り、第2項および第3項を準用します。
 - ・利用者である個人から法人への変更
 - ・利用者である法人の業務の分割による新たな法人への変更
 - ・利用者である法人の業務の譲渡による別法人への変更
 - ・利用者である任意団体の代表者の変更
 - ・その他前各号に類する変更

第9条(権利の譲渡等)

- 1.利用者は、本約款に基づいて締結される利用契約上の地位ないし権利を第三者に譲渡、貸与、担保としての提供等することはできません。
- 2.利用者は、本サービスの利用に関して当社が発行したアカウントを用いて第三者が行った一切の行為(不作為を含む)について、利用者の関与の有無を問わず、当社に対し、利用契約または法令に基づく民事上の一切の義務ないし責任を負うものとします。

第3節 利用者の責務

第10条(利用料金)

- 1.本サービスの利用料金額は、申込書や見積書に定めるとおりとします。
- 2.利用者が当社に支払うべき金額は、利用料金の他、当該利用料金支払に対して課される消費税および地方消費税相当額を加算した額(以下、「料金」といいます)とします。
- 3.物価または当社の施設に係る維持管理運営費の変動により、当社が本サービスの利用料金を不相当と認めるに至った時は、当社は、契約期間内でも、利用料金を変更することができるものとします。

第11条(支払期限)

- 1.毎月払いの場合、利用開始日を料金算定基準日とし、利用者は、当該月の料金を、当社の定める方法と期日までに毎月支払うものとします。ただし、初回は、利用契約締結日より2週間以内に、3ヶ月分の料金を、銀行振込により、前もって支払うこととします。

2.年間一括払いの場合、利用開始日を料金算定基準日とし、利用者は、当該年の料金を当該年の料金算定基準日の属する月の前月末日までに支払うものとします。ただし、初回は、利用契約締結日より2週間以内に、1年分の料金を、銀行振込により、前もって支払うこととします。

第12条(支払方法)

1.支払方法は次の2つを定めます。

- ・振込み・・・銀行・郵便局・コンビニエンスストア等からの現金振込み(銀行振込手数料は利用者の負担とします)
- ・自動引落し・・・銀行・郵便局等の預貯金口座からの自動引落し

2.口座からの自動引落しの場合には、料金算定基準日の属する月の前月20日に引落とし処理を行い(金融機関等が休業日の場合は、その翌日とします。)、その際に引落としができなかった場合は、利用者は、前条の支払期限までに、現金振込みによって支払うものとします。

第13条(遅延損害金)

利用者は、料金等の支払を遅延した場合、年率14.5%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第14条(禁止事項)

1.利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

- ・当社もしくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- ・当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- ・当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社もしくは第三者への差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- ・詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、またはそのおそれの高い行為
- ・わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に当たる画像、文書等を送信または掲載する行為
- ・無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、または勧誘する行為
- ・本サービスにより利用する情報を改ざんまたは消去する行為
- ・ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- ・当社のネットワークやインターネット網、それらに接続されたサーバ設備等に不正にアクセスする行為
- ・他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等を目的とした電子メール(スパムメール等)や他者が嫌悪感を抱く電子メール(嫌がらせメール)等を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的な電子メールの転送を依頼する行為(チェーンメール)および当該依頼に応じて電子メールを転送する行為
- ・当社または第三者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- ・第三者の通信に支障を与える方法もしくは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為
- ・当社の本サービスの提供を妨害する、または妨害するおそれのある行為
- ・違法に賭博・ギャンブルを行い、または勧誘する行為
- ・違法行為(けん銃等の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負し、仲介または誘引(他人に依頼することを含む)する行為
- ・人の殺害現場等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載し、または不特定多数の者にあてて送信する行為
- ・人を自殺に誘引または勧誘する行為
- ・犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を不特定の者をしてウェブページに掲載等させることを助長する行為
- ・他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ、または社会的に許されないような行為
- ・公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
- ・法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
- ・その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- ・その他、当社が本サービスの利用者として相応しくないと判断する行為

第15条(第三者の利用)

- 1.利用者は、本サービスの利用において、第三者に対し、以下の各号に該当する行為をさせる場合（ID・パスワード等を発行する場合を含むが、これに限られません）、当該第三者に対して前条の禁止事項を遵守させる義務を負うものとします。
 - ・サーバ設備に文章、画像、プログラム、データ等のコンテンツ（以下「本コンテンツ」といいます）をインストールする行為
 - ・サーバ設備にインストールされた本コンテンツをインターネットに公開する行為
 - ・サーバ設備にインストールされた本コンテンツを用いて自己または他者のために何らかの処理を行う行為
 - ・前各号の行為を他者にさせる行為
 - ・その他、サーバ設備を利用する行為
- 2.前項の第三者が前条の禁止事項に反する行為を行った場合、本約款上、当該行為を利用者が行ったものと見なすものとします。
- 3.当社は、第1項の第三者に対して利用契約上何らの義務ないし責任も負わないものとします。

第16条(損害賠償)

利用者またはその代理人、使用人その他利用者の関係者が本約款に違反する行為をなし、当社に損害を与えた場合、利用者は当社に対し、その損害を賠償しなければなりません。

第4節 通信の秘密、個人情報の取扱い

第17条(通信の秘密の保護)

- 1.当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。
- 2.当社は、刑事訴訟法第218条(令状による捜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充たされた場合には、当該開示請求の範囲で、それぞれ前項の守秘義務を負わないものとします。
- 3.当社は、利用者が第14条各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

第18条(個人情報等の保護)

- 1.当社は、利用者の個人情報を「個人情報保護ポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 2.当社は、利用者の個人情報を「個人情報の取り扱いについて」に記載する利用目的の範囲内で利用します。
- 3.当社は前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があります。
- 4.当社は次の各号を除き、利用者本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。なお、通信の秘密に該当する情報については、前条の規定に従って対応するものとします。
 - ・利用者本人の同意がある場合
 - ・利用者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲で金融機関に個人情報を開示する場合
 - ・裁判官の発付する令状により強制処分として捜査・押収などがなされる場合
 - ・法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合

第5節 本サービスの提供の中止等

第19条(提供の中止)

- 1.当社は、次に掲げる事由がある場合は、本サービスの提供を中止することがあります。
 - ・電気通信設備その他の当社が本サービスを提供するにあたり使用する設備等の保守、工事、移設等のため必要である場合
 - ・電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災その他の非常事態が発生し、またはそのおそれがあるため、公共の利益のため緊急を要する通信を優先させる必要がある場合
 - ・電気通信事業者等が、電気通信サービスの提供を中止した場合
 - ・その他、当社が本サービスを提供するにあたり合理的理由により必要であると判断した場合

- 2.当社は、本サービスを中止する場合には、利用者に対して事前に、その旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。
- 3.当社は、第 1 項に基づき本サービスの提供を中止する場合、当該中止の目的達成のために必要な範囲で、利用者のサーバ設備を移設等することができるものとします。
- 4.当社は、第 1 項および前項に基づき本サービスの提供を中止した場合に当該中止または当該中止の目的達成のために必要な作業等により利用者が被った損害について賠償の責任を負いません。

第 20 条(提供の一時停止)

- 1.当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、当該利用者に対する本サービスの提供を一時停止することがあります。
 - ・利用者が料金の支払いを遅滞した場合
 - ・当社の電気通信設備に支障を及ぼし、またはそのおそれがある等当社の業務の遂行に支障が生じると当社が認めた場合
 - ・利用者が申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- 2.当社は、本サービスを一時停止する場合には、利用者に対して事前に、その旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第 21 条(他者からのクレーム)

- 1.当社は、利用者が第 14 条に規定する禁止事項に該当する行為を行ったと当社が認めた場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上、不適当と当社が判断した場合は、当該利用者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。ただし、サービスの種類によっては、講ずることができない措置があります。
 - ・第 14 条に規定する禁止事項に該当する行為を止めるよう要求する
 - ・他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求する
 - ・本サービスを利用してインターネット上に掲載した情報を削除するよう要求する
 - ・事前に通知することなく、利用者または利用者の関係者が本サービスを通じてインターネット上に掲載した情報の全部または一部を他者が閲覧できない状態に置く
 - ・本サービスの利用を停止する
 - ・利用契約を解除する
- 2.前項に基づき本サービスの利用を停止する場合、第 19 条第 2 項の規定を準用します。
- 3.第 1 項に基づき利用契約を解除する場合、第 19 条第 2 項の規定を準用します。

第 22 条(サービスの種別の変更)

- 1.当社は、利用者の本サービスの利用状況に応じ、利用するサービス品目の変更を要請することがあります。利用者は、当社の同要請を正当な理由なく拒絶することはできないものとします。

第 23 条(提供の廃止)

- 1.当社は、業務の都合によりやむを得ず特定のサービス品目を廃止することがあります。その際は、廃止する 1 ヶ月前までに利用者に対し通知を行うものとします。

第 6 節 利用契約の終了

第 24 条(利用契約の解除等)

- 1.当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、利用者に対し何らの通知・催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 - ・第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合
 - ・利用者において、差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けた場合、破産、民事再生、特別・清算、会社更生等の手続開始の申立があった場合、または清算に入った場合
 - ・利用者において、手形、小切手を不渡りにする等支払を停止した場合その他信用状態が悪化したと認められる相当の事由がある場合
 - ・その他本約款に違反した場合

- 2.利用者が、法人または個人事業者で、年払い契約の場合、前項に基づき利用契約を中途解約しても、既払いの料金は一切返金しないものとします。
- 3.利用者がネットショップサービス「カゴラボ」等を利用している場合において、カゴラボ利用規約違反により当該契約が解除された場合も本条第1項の解除事由のひとつとします。
- 4.本契約期間中、利用者の事由により本契約そのものを解約する場合でも、当社は利用者に対し残りの契約期間に対する利用料、その他利用者から受領した金銭を一切返金しないものとします。なお、利用者の事由により本契約を解約する場合、利用者は、当社に対し、解約日から契約期間満了日までの料金うちの未払い分を解約時に支払うものとします。
- 5.前項の定めにかかわらず、利用者が専用サーバーまたはクラウドサーバーを使用している場合、本契約更新2年目以降は、本契約期間中、利用者の事由により本契約を解約する場合は、利用者は当社に対し、2ヶ月分の月額基本料金を解約時に支払うものとします。

第25条(契約期間、解約および自動更新)

- 1.利用者が、契約終了日の2ヶ月までに(年払いの場合は、契約終了月の前々月20日までに)、当社所定の書面による解約の意思表示がなされないかぎり、利用契約は更に1年自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。
- 2.前項にかかわらず、当社が契約終了日の前月20日までに(年払いの場合は、契約終了月の前々月20日までに)当該利用者に対し通知した場合、利用契約は延長されることなく終了するものとします。

第7節 損害賠償等

第26条(利用不能の際の損害賠償の制限)

- 1.当社の責めに帰すべき事由により、利用者が本サービスを全く利用できない状態に陥った場合、当社は、当社が当該利用者における利用不能を知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続した場合に限り、1ヶ月の基本料金の30分の1に利用不能の日数を乗じた額(円未満切り捨て)を限度として、利用者の請求により利用者に現実に発生した損害の賠償に応じます。ただし、個人(事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除きます)の利用者が当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。また、当社が支払うべき損害額が1万円未満の場合は、利用不能の時間と同等の契約期間の延長をもって損害の賠償に代えるものとします。
- 2.電気通信事業者等の提供する電気通信役務に起因して利用者において本サービスが利用不能となった場合、利用不能となった利用者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該電気通信事業者等から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて利用者の損害賠償の請求に応じるものとします。

第27条(免責)

- 1.当社は、この約款で特に定める場合を除き、利用者が本サービスの利用(利用不能も含み、以下本条において同様とします)に関して被った損害については、当社に故意または過失がある場合を除いて債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。
- 2.利用者が本サービスを利用するにおいて発生した第三者との紛争に関しては、利用者が自らその責任において解決するものとし、当社は一切責任を負いません。
- 3.サーバーに対して不正アクセス及び不正アクセス禁止法に含まれる外部からのアクセスに起因する損害について、当社はその責を負わないものとします。
- 4.この約款で特に定める場合を除き、当社が故意または過失により利用者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その時まで当社が受領した本サービスの利用料金(12ヶ月分を限度とする)を超えて責任を負わないものとします。

第8節 雑則

第28条(準拠法)

- 1.本約款および利用契約は、日本の法律に従って作成したものと見なされ、また、日本の法律に従って解釈されるものとします。

第29条(紛争の解決)

- 1.本約款に基づく利用契約について紛争、疑義、または取決められていない事項が発生した場合は、当社および利用者は誠意をもって協議の上これを解決するものとします。

2.本約款に基づく利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審における専属的合意管轄裁判所とします。

以上

平成30年7月1日制定